

《人と動物の共存できる社会を目指して》

「地域猫」を知っていますか

近所で子猫が生まれてしまった、庭に糞をされて困っている、ごみをあさって散らかすので不衛生などの相談が市役所に寄せられることがあります。問い合わせのほとんどは、「市で何とかできないか」というものです。しかしながら、猫はみだりに捕獲をしたり処分することのできない「愛護動物」であり、市は保健所と協力体制で対応していますが、解決に至るのが難しいのが現状です。

そもそも猫は、人の管理の下に飼育されるべき動物であって、たとえ追い払ったとしてもまた戻ってきて、同じようなことが繰り返されるだけで、根本的な解決には至らないのが現実です。

これらの「のら猫」のほとんどは、飼い猫であったものが無責任な飼い主によって捨てられたり、迷って家に帰れなくなったり、「飼い猫」が屋外に自由に出ることで繁殖して数が増えてしまったものと考えられます。

そうしたなかで「のら猫」がかわいそうだという理由で無責任に餌を与えるだけの方がいて、地域を巻き込んで大きな問題になることがあります。

これらの解決の方法として「地域猫」活動が注目を集めています。これは地域の理解の下に飼い主のいない猫を、地域で管理しようというもので、決められた場所・時間に餌を与え、不妊・去勢手術を施していくことで、一般的に4年といわれる野良猫の寿命を全うさせ、自然な減少を促すというものです。

このリーフレットでは、「飼い主のいない猫を取り巻く状況」、「のら猫」から「地域猫」へ、「猫を飼う方をお願いしたいこと」を紹介します。

平成25年9月

市川市

飼い主のいない猫を取り巻く状況

なぜ「のら猫」はいるの？

心無い飼い主に捨てられたり、迷い猫や飼い猫が、不妊・去勢手術をせず外に出ることによって増えるケースもあります。猫は非常に繁殖力が高く、オスは、生後6ヶ月頃から性行動が見られるようになり、メスは、生後7～8ヶ月頃に最初の発情が始まるといわれています。猫は、交尾をすると高い確率で妊娠し、年2回～4回出産することがあり、1回の出産で3～8匹の子猫が生まれます。

一匹のメスが産んだ子猫が成長し、同様に子猫を生んでいくと一年間で相当数の猫が生まれることとなります。

追い払ったり・捕獲して処分できないの？

猫は自分のテリトリーを持っていると言われ、追い払っても暫くすると元の場所に帰ってきます。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」で愛護動物とされており、みだりに捕獲したり、傷つけたり、殺処分することは禁じられています。

どうすればいいの・・・？

「のら猫」問題の解決方法として、今いる「のら猫」をただ排除するのではなく、地域の実情に合わせたルールをつくり、「地域猫」として管理することで、猫からの被害を減少させていく手法があります。

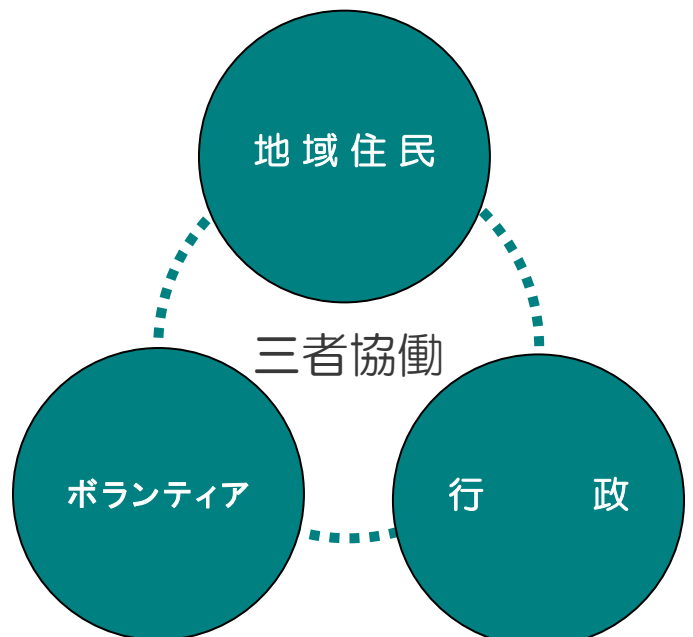
市内では、この方法で猫による問題を解決することに成功した事例もあります。これは、地域住民・ボランティア・行政の三者による協働で実現しました。

「のら猫」から「地域猫」へ

取り組みの体制

「地域猫」の実現には、地域住民・ボランティア団体・行政が協力しながら活動することが重要で、実際に活動をする方々と、周辺にお住まいの方々が「地域猫」活動を正しく理解し、話し合いの下でルールを作ることが必要です。

地域住民、ボランティアと行政が、情報を提供し合い、それぞれの役割を担うことが成功の「カギ」となります。



それぞれの役割

・地域住民（活動の主体）

実際に「地域猫」の管理と地域に理解を求める活動が必要です。代表者を決め、グループで役割分担しながら活動します。

・ボランティア団体

事例の紹介・地域住民の相談に応じたり、地域の合意形成を手助けします。

・行政

「地域猫」活動の周知・啓発、不妊・去勢手術費用の助成、活動をしようとする人へのボランティア団体の紹介や話し合いの促進などを行います。

「地域猫」活動って

「地域猫」とは ……環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインより」

地域の理解と協力を得て地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードや糞尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

「地域猫」活動を成功させるためには

- ・集まる「地域猫」を識別しその健康状態についても把握します
- ・餌は、時間と場所を決めて与え、食べ残しは清掃します
- ・トイレを設置するなど清潔を保ちます
- ・猫の不妊・去勢手術を施し、数が増えることを防止します
- ・不妊・去勢手術が済んだら、耳カットやピアスなどの目印をつけます
- ・新たな捨て猫をさせないように地域の協力を得て監視します
- ・猫のきれいな人にも配慮しながらよき理解者・協力者を得るようにします
- ・地域の方々には、活動内容を説明し理解と協力を求めます

市の補助制度ってなに？

「地域猫」活動のキーポイントの一つに「不妊・去勢手術」があります。

地域には、経済的な負担が大きくなりますので、市は「地域猫」活動を行っている団体等に対し、不妊・去勢手術費用の一部を助成します。制度の詳細は、市のホームページ等で確認できます。

注意することはありますか？

不妊・去勢手術を伴わない無責任な餌やりは、いたずらに「のら猫」を増やすことになりかねません。



猫を飼われる方をお願いしたいこと

猫を飼おうとする時には、次の五項目を良く検討しましょう

①一生涯面倒を見られるかよく考えましょう

かわいいだけではなく、住宅事情や家族構成等の先を見越して、本当に一生涯面倒が見られるかよく考えてから飼うようにして、絶対に捨てないようにしましょう。

②屋内飼育をしましょう

猫は上下運動ができるなどの環境を整えれば、屋内飼育に適しています。交通事故や繁殖、ウィルス・細菌などの感染症、迷子等の防止のためにも屋内飼育を目指しましょう。

③不妊・去勢手術をしましょう

うっかり外に出てしまったり、迷子になったときに子猫ができることもありますので屋内で飼っていても不妊・去勢手術をしましょう。

④飼い主がわかるようにしましょう

迷子や被災の際にも飼い主の元に戻れるように名札のついた首輪やマイクロチップなどで飼い主がわかるようにしましょう。

⑤病気から守りましょう

動物病院で健康診断を受けるなど日頃から病気にならないように健康を管理しましょう。

不妊・去勢手術を行うメリットとデメリット

・メリット

- ①繁殖し子供が生まれることがなくなります
- ②発情期のストレスが軽減されます
- ③行動範囲が狭くなります
- ④猫の尿スプレーが減り、独特の臭いが軽減されます
- ⑤生殖器に関連する病気が予防できます

・デメリット

- ①手術をするのでリスクはあります
- ②手術費用が掛かります

動物の愛護及び管理に関する法律

○平成 24 年 9 月に法が改正され、平成 25 年 9 月 1 日から罰則が強化されました。

- ・愛護動物を殺したり傷つけたりした場合。
(2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金)
- ・愛護動物を衰弱させる等の虐待をした場合。
(100 万円以下の罰金)
- ・愛護動物を遺棄(捨てる)した場合。
(100 万円以下の罰金)

☆猫は法律で「愛護動物」と定められています。

○ご相談・お問い合わせは 市川市役所 環境保全課 047-712-6309

市川市・千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)・市川警察署・行徳警察署